

除去土壌等の現場保管地における埋立処分工事に関する特記仕様書

第1章 総 則

第1条（目 的）

平成23年3月の福島第一原子力発電所事故に伴う除染により発生した除去土壌等については、現在、町内の住宅や公共施設等の敷地内に一時保管しており、これらの除去土壌等を同一敷地内に埋立処分することで、保管者等の負担解消と住民の安全安心を確保する。

第2条（適用範囲）

本工事は、栃木県県土整備部が定める土木工事共通仕様書に基づき施工するものとし、放射性物質汚染対処特措法に係る仕様については、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン及び除染関係ガイドライン並びに廃棄物関係ガイドライン等（以下、埋立処分に係るガイドライン等とする）に基づき施工するものとする。

第3条（法 令 等）

本工事に際して受託者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

第4条（作業実施）

本工事の着手に際しては、現場状況を把握した上で事前に監督員と打合せを行い、適切な計画工程により実施するものとする。

第2章 特措法に係る作業

第5条（適 用）

この章の仕様は、放射性物質汚染対処特措法に係る作業に適用するものとする。

第6条（除去土壌の埋立処分の基準）

本工事は、次に掲げる事項の作業を実施するものとする。

（1）土地所有者との立会い（着手と完了時）

- ・土地所有者と立会いし、保管場所の確認及び工事施工の説明を行う。また、土地所有者に同意を取り埋立処分を行う。保管場所の埋立完了後は、土地所有者と安全確認を行い現場を引渡しする。

（2）敷地境界における空間線量率の測定（モニタリング）

- ・処分開始前のモニタリングは、敷地境界に沿って偏りなく数地点から数十地点以上の空間線量率（高さ1 m）を測定し記録する。
- ・埋立作業中のモニタリングは、敷地境界の最も近い地点を含めた4地点以上の空間線量率（高さ1 m）を週に1回以上測定し、追加被ばく線量が年間1 mSv を超えないことを確認し記録する。
- ・埋立作業終了後のモニタリングは、敷地境界において空間線量率（高さ1m）を年に1回以上測定し、処分前のバックグラウンド値と同程度になることや周辺住民の追加被ばく線量が年間1 mSv を超えないことを確認し記録する。

※モニタリングが直営又は別途発注等の場合は、常に情報共有しながら作業するものとする。

（3）除去土壌等の記録測定

- ・処分時に容器個数等を記録シートに記載する。
- ・容器毎の重量と体積を測定し記録シートに記載する。

（4）電離則対応の確認（放射性セシウム濃度1万Bq/kgを超える）

- ・各容器の表面線量率の測定は、最も線量が高いと見込まれる1点を測定し、実証事業の回帰式により放射能濃度を推計し確認する。
- ・容器に保管されていない（遮水シートのみ）場合は、シート上面の最も線量が高いと見込まれる1点の表面線量率を測定し、実証事業の回帰式により放射能濃度を推計し確認する。

(5) 電離則の対象となる除去土壌の取扱い

- ・濃度推計の結果、放射性セシウム濃度 1 万Bq/kg を超えた場合は、速やかに監督員に報告する。
- ・監督員の指示により濃度を測定する場合は、容器等から 4 試料以上採取し混合した 1 検体の濃度を測定する。また、濃度の測定結果は、速やかに監督員へ報告し指示を受けるものとする。
- ・濃度測定の結果、放射性セシウム濃度が 1 万Bq/kg を超える場合は、電離則に基づく措置（密封されていない除去土壌等を扱う場合、専用の施設を設ける等）を講ずることが必要があるため、監督員の指示を受けるものとする。取扱いは第 7 条を参照とする。

(6) 除去土壌の放射性セシウム濃度の測定

- ・放射性セシウム濃度の測定は、調査単位900m³当り 4 試料以上採取し混合した1検体を測定し、記録シートに記載する。試料量の目安は500g～1 kg 程度とする。

(7) 容器等の破袋と埋立処分

- ・破袋した容器は廃棄物として処分する。スクリーニングについては監督員の指示によるものとする。
- ・除去土壌を埋め立てた後、沈下が生じないよう敷均し後に十分な転圧を行うこと。

(8) 除去土壌の飛散・流出の防止

- ・風雨等による除去土壌の飛散・流出を防止するため、除去土壌の容器からの取り出し（大型土のう袋の破袋等）は地表面になるべく近づけて行うこと。
- ・埋立作業中は、粉じんの発生抑制のため必要に応じて散水を実施するものとする。
- ・埋立時は必要に応じてシート等で埋立場所の開口部を養生するなど、降雨の影響により除去土壌が流出したりしないよう留意すること。

(9) 埋立処分に伴う生活環境の保全

- ・埋立作業（施設を設置する場合には、施設設置も含む）に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう措置を講じること。

(10) 雨水等の浸入の防止等

- ・基本的には地下水汚染の防止を目的とした雨水等の浸入防止の措置は不要ですが、埋立場所の上部に水が溜まらないよう留意すること。

(11) 開口部の閉鎖（埋立作業を終了する際の措置）

- ・埋立作業を終了する場合には厚さ30cm以上の覆土によって開口部を閉鎖する。

(12) 周囲の囲い及び表示

- ・適切な維持管理を行うため、除去土壌の埋立場所から4m以上離れた周囲に囲いを設ける。
- ・除去土壌の埋立場所には、埋立場所であることを表示し、管理者（町担当課や工事実施者等）の連絡先（所在地、緊急連絡先等）を記載する。

(13) 記録及び図面の作成と保存

- ・埋立処分ガイドラインに係る記録項目に基づき記録し保存する。また、埋立処分における各作業の状況や埋立直前、埋立作業中、埋立作業の終了後（覆土前）の埋立場所及び埋め立てた除去土壌の状況に関する写真等の記録を提出し保存する。

(14) 地域とのコミュニケーション

- ・地域とのコミュニケーションを図る上で、地域の実情に応じ地域の方々に科学的知見を基に安全性を分かりやすく伝えるため、住民参加型の取組として空間線量率測定会など、監督員と協議し必要により実施するものとする。

(15) 埋立場所への立入り等

- ・処分実施者が維持管理（覆土の維持、囲い・表示の管理、定期的な空間線量率の測定等）を適切に行う上で埋立場所の上部に立ち入りすることができるよう土地所有者に承諾を受けること。

(16) 異常時の対応

- ・災害等により、除去土壌の埋立場所で異常（覆土の流出等の維持管理上の問題）が発生した場合に備え、連絡体制の強化や適切な初動対応（埋立場所の点検・異常発生時における連絡）が早急に実施できるよう相互の連絡体制を確立しておくこと。
- ・災害発生時の対応においては、作業者等の安全確保をすべてに優先させること。

(17) 上記に記載のない項目は、埋立処分に係るガイドライン等に基づくものとする。

(18) その他、監督員との協議により必要とする作業

第7条（除染電離則の適用）※平均空間線量率2.5μSv/h以下

除染電離則の適用（放射能濃度が1万Bq/kgを超える）となった場合は、下記の放射線防護に必要な措置を講ずるものとし、請負工事に係る設計変更の対象とする。

また、作業の実施時期や方法については、監督員と協議した上で実施するものとする。

- （1）個人線量計（代表者のみ）
- （2）線量の測定結果の記録（特定汚染土壌等取扱業務では不要）
- （3）作業指揮者（特定汚染土壌等取扱業務では不要）
- （4）セルフスクリーニング
- （5）マスク着用
- （6）特別教育（除染電離則に係る安全講習等）
- （7）電離健康診断（特定汚染土壌等取扱業務では不要）
- （8）一般健康診断の追加（特定汚染土壌等取扱業務では不要）
- （9）放射線管理者
- （10）被ばく線量登録管理制度
- （11）放射線管理責任者※
- （12）除染電離則に係る分別作業にあたっては、監督員の指示により作業を行うものとする。
- （13）その他、監督員との協議により必要とするもの。

※放射線管理責任者は、除染等工事共通仕様書で設置が求められている。

※除染電離則の対応は、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインによる。

第8条（定めなき事項）

この特記仕様書に定めなき事項又は本工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

第3章 附 則

第9条（工事の完了）

本工事は、契約図書（契約書・設計図書）及び上記の各条項に基づき作業を行い、工事完了後に工事関係書類を提出し、検査合格をもって工事の完了とする。

第10条（契約不適合責任）

本工事終了後の契約不適合責任については、工事請負契約約款に基づくものとし、補修等が伴った場合の費用は請負者の負担とする。

第11条（守秘義務）

入札参加者は、本工事の遂行によって知り得た事項及び当該工事関係に関する個人情報等について、第三者に漏らしてはならない。